

# “但馬牛”今昔物語

兵庫県立但馬牧場公園「但馬牛博物館」

館長 渡邊 大直

## 第19回「神戸ビーフ、それから」

2005年、特許庁の担当官から「この度、商標法が改正されて、地域団体商標というのができた。神戸ビーフのように実績のある地域特産物こそ相応しく、是非とも登録第1号を目指してほしい。」と電話がありました。

その担当官がこんな電話をしてきたのには、因縁がありました。というのも、その担当官は神戸ビーフを商標申請した当時（2000年頃）の担当者だったのです。

当時、単純に地名と商品名を合わせただけの商標名では識別性に欠けるとされ、そうした名称が多い農林水産品で、商標登録されているものはありませんでした。そこで神戸ビーフの商標申請にあたって、名前の由来となった歴史や但馬牛の閉鎖育種、神戸肉流通推進協議会の定義、指定店制度などの資料を用意して説明しましたが、“神戸ビーフ”という商標名の登録は難しいものでした。

そのため、神戸肉之証にある“のじぎくマーク”と指定店に展示する“モニュメント”の商標取得に絞って、2001年に図形商標、立体商標として登録することができました。

その後も、神戸ビーフが他の牛肉より高値で取引されていることや、BSEや牛肉偽装事件で神戸ビーフがいち早く信頼回復したことなどを例に、差別化されている実績を説明し、名称の商標登録についてその担当官と議論を重ねました。

そんな中で担当官は、「神戸ビーフはフランスパンと同じ一般名詞だ。あるパン屋にフランスパンの商標を認めたら、他のパン屋がフランスパンを作れなくなってしまう。」と言いました。当方としては、神戸ビーフは固有名詞だと思っていたのですが、なかなか埒が明きませんでした。

そうした経緯があって、担当官は冒頭の電話をくれたのでした。とやかく言いながらも、神戸ビーフのことを理解してくれていたのだと、嬉しく思いました。

早速、神戸肉流通推進協議会で地域団体商標取得に向けた準備が始まりました。

そして神戸ビーフだけではなく、同じ県内一貫生産で作られながら、枝肉格付要件で神戸ビーフに認定されなかった但馬牛も含めて商標取得することになりました。但し、神戸ビーフより但馬牛が格下にならないようにすべきだとして、定義が検討されました。その結果、兵庫県で生まれた但馬牛(たじまうし)を素牛と

して、県内一貫生産した牛肉を兵庫県産(但馬牛<sup>たじまぎゅう</sup>)、このうち、未經産牛及び去勢牛で枝肉格付要件を満たし、枝肉重量470kg以下のものを神戸ビーフと呼ぶことができるとする現行の定義になりました。

また、申請者は事業協同組合か農業協同組合でなければならないので、兵庫県食肉事業協同組合連合会が申請者となることになりました。

更に、生きた牛としての但馬牛(たじまうし)も申請することになり、関係農協で協議し、たじま農業協同組合が申請者となることも決まりました。

そしていよいよ申請事務に入りましたが、但馬牛(たじまうし)も但馬牛(たじまぎゅう)も漢字で表すと同じになるので混乱が懸念され、特許庁からも質問状が届くなど一筋縄ではいきませんでした。中でも最大の論点になったのは、名称でした。

地域団体商標は地域名と商品名から構成されるので、神戸ビーフの“神戸”は神戸市、但馬牛(たじまうし)と兵庫県産(但馬牛<sup>たじまぎゅう</sup>)の“但馬”は但馬地域を指す地名で、兵庫県全域を指す地名ではないとされました。

そこで、但馬牛には但馬種と呼ばれた時代があり、但馬牛登録規程を定めて全県的に登録を行い、黒毛和種になってからも、現在に至るまで閉鎖育種を続けていること、江戸時代に但馬から牛宿の旅を経て摂津、有馬辺りに至る流通ルートがあり、“飼い肥やし”という麦を給与する飼いが行われ、その牛肉を横浜に来た外国人が称賛して“KOBE BEEF”となって、現在まで県内一貫生産が引き継がれていることなどを、文献を示して説明し、なんとか理解を得て、地域団体商標に登録することができましたが、当初に目論んだ登

録第1号にはなれませんでした。

県内の地域ブランドでも地域団体商標の申請が相次ぎ、現在までに三田肉（牛）、淡路ビーフ、丹波篠山牛、黒田庄和牛が取得しています。

こうした地域農林水産ブランドの商標化が進む中で、2014年、新たに地理的表示保護制度ができ、2015年に但馬牛(たじまぎゅう)、神戸ビーフも登録されました。

この制度は、地域で長年培われてきた伝統的な生産方法や気候、風土、土壌などの産地の特徴が生産物の特性に結びついている製品の産地名がついた名称を知的財産として登録し、国が保護する制度です。

こうした制度は100を超える国で行われていて、知的財産権として世界で広く認知されています。しかし地理的表示法は国内法なので、登録されたことによって海外で直ちに保護されるものではありません。農林水産省は、今後、地理的表示保護制度を有する国と相互保護を進めるほか、海外でGIマークを商標登録して我が国の真正な特産品であることを明示し、差別化が図られるよう取り組んでいくとしています。

但馬牛(たじまぎゅう)や神戸ビーフの輸出は広がりつつあります。今後、重要なアイテムになってくれることを期待します。